

# 「チョイソコひの」会員規約

※必ずお読みください

## 1. サービス内容およびご利用条件

「チョイソコひの」(以下「本サービス」)は、「チョイソコひの」会員規約(以下「本規約」)にもとづき会員となった方(以下「会員」)およびその同乗者を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本会員規約によります。

## 2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望するお客様が、会員登録申込書に必要事項を記入し、「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会(以下「協議会」)が会員と認められた方およびその同乗者と、協議会との間で適用されます。また、会員登録申込書の提出、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

## 3. 会員条件

次の(1)(2)(3)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- 小学生以上の方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、チョイソコセンター(協議会が本サービスの一部を委託するため設置したもので、乗車希望の受付および変更等を行う。以下同じ。)への連絡ができる方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方(ただし、車いすの積載はできません)

## 4. 利用開始

本サービスは、チョイソコセンターが会員登録申込書を受け付けた後、会員証が届いてから、または、インターネットで会員登録をされた方は会員番号発行のメールが届いてから、ご利用頂けます。

## 5. 運賃

運賃は、旅客自動車運送事業者が定める料金とします。

## 6. 停留所・運行予定地域・ルート等

停留所は、別紙のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

## 7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。ただし、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、チョイソコセンターより、該当する会員に連絡します。

- 運行日時および運休  
月曜日～金曜日 8:00～17:00  
ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、天候や災害など安全な運行に支障がある日、その他協議会が運休と定めた日を除く。

- 乗車希望受付日時  
(電話)月曜日～金曜日 8:00～16:30  
電話での乗車希望受付は利用希望日の30日前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他協議会が定めた日を除く。  
朝8時～8時半発の乗車受付は前日まで、月曜日の場合は、前週の金曜日までに受付が必要になります。(インターネット)24時間受付  
インターネットでの乗車希望受付は利用希望日の30日前から利用希望日時の30分前まで受け付けます。ただし、システムメンテナンス時を除く。

## 8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、チョイソコセンターへ、氏名、会員番号、利用希望日時、乗降希望停留所をご連絡いただくか、インターネットにて受付を行います。なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。運転係員への口頭での乗車希望は受付致しかねます。限られた車両で予約受付の早い方を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望時間をお決めください。

## 9. 変更・キャンセル

変更・キャンセルは、チョイソコセンターへ電話にてご連絡いただくか、インターネットにてお手続き下さい。変更・キャンセルは乗車希望時間の30分前までにお手続き下さい。運転係員への口頭での変更・キャンセルは受付致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

## 10. 到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前には停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確約するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、チョイソコセンターからご連絡しますが、会員の方が、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れませんので、携帯電話の持参を推奨します。

## 11. 会員の遅延

ご希望された乗車時間・停留所にお越しにならない場合、次の会員のお迎えに出発します。

## 12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員およびその同乗者(以下「会員等」)との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

## 13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると協議会が判断した場合、会員資格を直ちに取消すことがあります。  
(1)本人確認ができないとき  
(2)旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき  
(3)本規約3.(会員条件)を満たさないとき

- 本規約18.(反社会的勢力の排除)の誓約に違反し、またはそのおそれがあるとき
- 無断キャンセルが頻繁で他のお客様の迷惑となるとき
- 本規約を遵守しないとき

## 14. 同乗者

会員に同行される場合は、会員と同じ乗車希望停留所・行き先・時間であれば非会員も同乗が可能です。ただし、会員1人に対して非会員2人までとします。同乗をご希望される場合は、乗車希望連絡のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、守ることに責任を持って頂きますようお願いいたします。

## 15. 運送契約の成立および適用

会員等の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命または身体を害した場合の責任)等)、本サービスにかかる車両の管理については、協議会ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員等との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。旅客自動車運送事業者と会員等との間の運送契約は、会員等の乗車時に成立するものとし、協議会は、旅客自動車運送事業者と会員等との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、何らの責任をも負わないものとします。

## 16. 免責

次の場合、協議会およびチョイソコセンターは会員等に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。

- 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
- 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
- 会員等が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
- 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
- 本規約7.(運休)、10.(到着時間の前後ずれ)、11.(会員の遅延)、12.(乗車のお断り)、13.(会員資格の取消し)、14.(同乗者のお断り)、21.(チョイソコセンターの稼働中断・停止)、22.(本サービスの中止・終了)の場合
- 会員等の故意または過失による場合
- 協議会およびチョイソコセンターの責に帰すことができない事由による場合

## 17. 会員等の責任

協議会は、会員等の故意もしくは過失により、または会員等が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、協議会が損害を受けたときは、当該会員等に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

## 18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員等が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辞・詐欺的手法を用いて威圧、業務妨害、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

## 19. 個人情報の取扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関するご利用状況・ご意見調査、「チョイソコ」スポンサーから提供を受けた広告配信のみに利用し、他の目的には利用しません。ただし、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、会員の個人情報を株式会社アイシンと共有する場合があります。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、協議会、株式会社アイシンから連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、会員の個人情報を「チョイソコひの」停留所管理者と共有する場合があります。

## 20. 申込内容の変更・退会

会員登録申込書に記載された内容に変更が生じた場合、または退会をご希望される場合は、チョイソコセンターへ書面または電話でご連絡下さい。

## 21. チョイソコセンターの稼働中断・停止

協議会は、メンテナンスのため、チョイソコセンターの稼働を中断、または停止する場合があります。

## 22. 本サービスの中止・終了

協議会は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止、または終了する場合があります。

## 23. 規約の変更

協議会は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

## 24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービスおよび本規約に関する一切の紛争は、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約改訂：2024年2月1日

「わたむき自動車プロジェクト」推進協議会(事務局 日野町役場 交通環境政策課)

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地 電話：0748-52-6523